

公的研究費の不正防止

鈴鹿医療科学大学公的研究費の管理・監査について

平成26年2月18日（改正）文部科学大臣決定として「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）が公表されました。

このことを踏まえて、本学における公的研究費の適正な管理・監査を行うため、「鈴鹿医療科学大学における公的研究費に関する規程」に基づき、下記のとおり「ガイドライン」を定めましたので公表します。

鈴鹿医療科学大学における公的研究費の管理・監査ガイドライン

鈴鹿医療科学大学公的研究費の管理・運営体制

鈴鹿医療科学大学における公的研究費の管理・監査に関わる責任と権限の体系について

最高管理責任者：学長

大学全体を統括し、運営・管理について最終責任を負います。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切に指導力を発揮します。

統括管理責任者：副学長（大学院・研究担当）

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について大学全体の実務を統括する実質的な責任と権限を持ちます。

コンプライアンス推進責任者：大学事務局長

コンプライアンス推進責任者は、本学内の各部局等における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持ちます。

公的研究費における不正行為に関して機関内外からの通報を受け付ける窓口について

（受付窓口）人事・厚生課

〒510-0293 三重県鈴鹿市岸岡町1001番地1

TEL：059-340-0331

ご注意

通報は原則として顕名によるものとします。不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様など、不正事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的合理的根拠が示されていることを確認させていただくとともに、調査が必要な場合は通報された方にご協力をお願いすることがあります。

調査の結果、悪意に基づく虚偽の通報であると判断した場合には、通報された方に対する処置等も想定されますのでご注意ください。